

○大津市企業立地促進条例

平成18年3月17日

条例第7号

改正 平成20年3月21日条例第23号 平成21年3月23日条例第17号

平成21年6月19日条例第42号 平成27年3月16日条例第35号

平成29年10月2日条例第49号 平成31年3月25日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業立地を促進するため、事業者に対し必要な助成措置を講じ、もって地域経済の活性化を図るとともに、市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の分類表に掲げる製造業（以下「製造業」という。）を営む事業所又は同表に掲げる自然科学研究所（専ら製造業を営む事業者の設置するものに限る。）をいう。
- (2) 建設 工場等を新築し、又は既存の工場等を増築若しくは改築することをいう。
- (3) インキュベーション施設 公共的団体等が設置し、又は大学敷地に設置された貸研究室機能を主体とした企業育成施設をいう。

（平成20条例23・平成21条例17・平成21条例42・平成29条例49・平成31条例19・一部改正）

(助成措置)

第3条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

- (1) 大規模工場等建設助成金 本市の区域内において事業所税の資産割の課税対象となる工場等を建設する事業者に対して、当該建設に係る工場等に賦課された事業所税の資産割額に相当する額の全部又は一部を助成するもの
- (2) 工場等建設助成金 本市の区域内において一定規模以上の工場等を建設する事業者に対して、当該建設に係る工場等に賦課された固定資産税額及び都市計画税額に相当する額の

全部又は一部を助成するもの

(3) インキュベーション施設発立地促進助成金 インキュベーション施設から移転して本市の区域内に事業所を賃借しようとする事業者に対して、当該事業所の賃借料の一部を助成するもの

(平21条例17・平29条例49・平31条例19・一部改正)

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の対象経費、額、限度額、交付開始時期、交付期間その他の交付要件は、前条に定めるもののほか、規則で定める。

(事業者の認定)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請して、その交付の対象となる事業者である旨の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の要件は、規則で定める。

3 市長は、第1項の認定をするときは、必要な条件を付することができる。

(平21条例17・一部改正、平31条例19・旧第6条繰上)

(認定内容の変更)

第6条 前条第1項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

(平31条例19・旧第7条繰上)

(交付の申請及び決定)

第7条 認定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(平21条例17・一部改正、平31条例19・旧第8条繰上)

(認定の取消し等)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 第5条第2項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 第5条第3項の条件に違反したとき。

(3) 第5条第1項の認定に係る工場等又は事業所を、当該認定に係る事業以外の用途に供したとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) 偽りその他不正な行為により第5条第1項の認定を受けたとき。

(6) その他市長が助成金を交付することが不適當であると認めたとき。

2 市長は、認定事業者に対し前条第1項の決定をした後に、前項の規定により当該認定事業者に係る第5条第1項の認定を取り消したときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、大規模工場等建設助成金又は工場等建設助成金の交付を受けた認定事業者が、当該交付を受けた日から4年を経過するまでの間に、当該助成金の交付対象となった工場等を休止し、又は廃止したときは、前条第1項の決定を取り消すものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 市長は、前条第1項の決定を受けた認定事業者が、第4条の交付要件に該当しなくなったとき、又は前条第2項の条件に違反したときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

5 市長は、前3項の規定により、前条第1項の決定を取り消した場合において、既にその取り消した部分に係る助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(平21条例17・平27条例35・一部改正、平31条例19・旧第10条繰上・一部改正)

(立入検査等)

第9条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に認定事業者の工場等、事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平21条例17・一部改正、平31条例19・旧第11条繰上)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平31条例19・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(大津市工場設置奨励措置に関する条例の廃止)

- 2 大津市工場設置奨励措置に関する条例（昭和38年条例第28号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月21日条例第23号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の大津市企業立地促進条例第3条第1号に規定する特別区域企業立地促進助成金の交付の決定を受け、又は交付の要件を具備していた者及び同条第2号に規定する大学インキュベーション施設発立地促進助成金の交付の決定を受けていた者に係るこれらの助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月19日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第35号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第10条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に認定を受けた認定事業者に係る助成金について適用し、同日前に認定を受けた認定事業者に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月2日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の大津市企業立地促進条例第3条第1号の重点区域企業立地促進助成金、同条第2号の大学インキュベーション施設発立地促進助成金又は同条第5号の公

的インキュベーション施設発立地促進助成金に係る同条例第6条第1項の認定を受けた事業者に係るこれらの助成金については、なお従前の例による。